

厚生労働大臣が定める児童等

発令　　：平成24年3月30日号外厚生労働省告示第270号

最終改正：平成31年3月25日号外厚生労働省告示第87号

改正内容：平成31年3月25日号外厚生労働省告示第87号[令和1年10月1日]

○厚生労働大臣が定める児童等

〔平成二十四年三月三十日号外厚生労働省告示第二百七十号〕

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める児童等を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める児童等

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの

ロ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

一の二 通所給付費等単位数表第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

一の三 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運

営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第二十七条第一項（指定通所基準第五十四条の五において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

一の四 通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると市町村が認めた障害児

行動障害の内容	一点	三点	五点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
激しいこだわり	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
激しい器物破損	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
睡眠障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食

排せつに関する強度の障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、 大声を出す等の行動	ほぼ毎日	一日中	絶えず
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖感を与える程度 の粗暴な行為			あり

一の五 通所給付費等单位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。

二 通所給付費等单位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定児童発達支援事業所等（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ。）、共生型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。）又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）において（1）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
 - (4) 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
 - (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
 - (6) 指定児童発達支援事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
 - (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (8) 平成二十七年四月から（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)
- イの（1）から（6）まで、（7）の(一)から(四)まで及び（8）に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イの（1）から（6）までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイの(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ハの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 通所給付費等単位数表第1の14の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 福祉・介護職員等の賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 指定児童発達支援事業所等において、イの賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

ニ 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

ヘ 指定児童発達支援事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

三の二 通所給付費等単位数表第1の15の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(二) 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 当該指定児童発達支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記

載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること

(4) 当該指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。

(6) 児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。

(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。

(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

四 通所給付費等单位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る医療型児童発達支援計画（指定通所基準第六十四条において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する医療型児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作に係る訓練、言語訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付費決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

- 五 通所給付費等単位数表第2の10の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。
- 六 通所給付費等単位数表第2の11の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。
- 六の二 通所給付費等単位数表第2の12の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の二の規定を準用する。
- 七 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員
第一号の規定を準用する
- 七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者
第一号の二の規定を準用する。
- 八 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後
等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス
次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合
- イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に
係る放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条又は第七十一条の二において
準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をい
う。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練
又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成
し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。
- ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児
の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見
直しを行うこと。
- ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及
び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、
その同意を得ること。
- ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。
- 八の二 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強
度の行動障害を有する児童
第一号の四の規定を準用する。
- 八の三 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指
定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス
第一号の五の規定を準用する。
- 九 通所給付費等単位数表第3の11の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。
- 十 通所給付費等単位数表第3の12の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十の二 通所給付費等単位数表第3の13の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の二の規定を準用する。

十の三 通所給付費等単位数表第4の4の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

十の四 通所給付費等単位数表第4の5の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十の五 通所給付費等単位数表第4の6の注の厚生労働大臣が定める基準
福祉・介護職員等特定処遇改善加算
次に掲げる基準のいずれにも適合すること

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(1) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(2) 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所（通所給付費等単位数表第4の1の注1に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。

(3) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（研修等により専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(4) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

- ロ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- ニ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ホ 居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。
- へ 平成二十年十月からロの届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。
- ト への処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- 十一 通所給付費等単位数表第5の3の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。
- 十二 通所給付費等単位数表第5の4の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。
- 十二の二 通所給付費等単位数表第5の5の注の厚生労働大臣が定める基準
第十号の五の規定を準用する。
- 十二の三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所給付費の注5の2及び注7の厚生労働大臣が定める基準
第一号の五の規定を準用する。
- 十三 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
法第十一条第一項第二号ハに規定する都道府県（指定都市にあっては指定都市とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市とする。以下この号において同じ。）の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると都道府県が認めた障害児

行動障害の内容	一点	三点	五点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
激しいこだわり	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
激しい器物破損	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
睡眠障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	一日中	絶えず
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり

十三の二 入所給付費単位数表第1の1の注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

第一号の規定を準用する。

十三の三 入所給付費単位数表第1の1の注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する者
第一号の二の規定を準用する。

十四 入所給付費単位数表第1の3の注1及び第2の2の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 自活訓練加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る入所支援計画（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二十一条第一項に規定する入所支

援計画をいう。)を踏まえ、加算対象児の六月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画(以下この号において「自活訓練計画」という。)を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

ロ 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の自活に向けて解決すべき課題を把握し、必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。

ハ 自活訓練計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る入所給付決定保護者(法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。)及び加算対象児に対し、当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ニ 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

ホ 加算対象児の退所後の住居の確保に努めること。

ヘ 加算対象児の家族、特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算対象児が退所後円滑に就労できるよう努めること。

ト 自活訓練の開始後二年以上を経過した指定障害児入所施設(法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。)にあっては、過去二年間において自活訓練を受けた障害児のうち、一人以上が退所していること。

十五 入所給付費単位数表第1の10の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

十六 入所給付費単位数表第1の11の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十六の二 入所給付費単位数表第1の12の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の二の規定を準用する。

十六の三 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2の厚生労働大臣が定める基準
第一号の五の規定を準用する。

十七 入所給付費単位数表第2の6の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

十八 入所給付費単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十九 入所給付費単位数表第2の8の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の二の規定を準用する。

前 文〔抄〕〔平成二五年三月二九日厚生労働省告示第一〇三号〕
平成二十五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二七年三月二七日厚生労働省告示第一七九号〕

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二九年三月二七日厚生労働省告示第八四号〕

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二九年三月二八日厚生労働省告示第九六号〕

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成三〇年三月二二日厚生労働省告示第一〇九号〕

平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成三一年三月二五日厚生労働省告示第八七号〕

平成三十一年十月一日から適用する。